

も、義務的経費は福生・熊川保育園の委託料を含む扶助費の伸び、これが大きくありますが、実質的には落ちついております。投資的経費の伸びが大きく、その他の経費は減になっております。

このような状況を見ますと基地交付金の影響はありますが、総体的には、財政力指数を除き大変良好な状態といつてよいかと思ひます。また財源確保という点から見ても、先ほど赤星議員が申し上げたとおり、冗費の節約等もあり、基金も積み立てられ、特に当年度から始まった国際交流基金の積み立て等を含め、これからのまちづくりに向けて財政基盤整備が着々と進んでいると思ひます。

このような状況の中で、石川市長就任後まだ日も浅いし余り急ぐことはないと思ひます。急ぐ余りけがをしないよう、急がば回れということがありますし、市政に終わりは無いわけでありす。将来に向かって英知を結集し、十分熟慮され、すばらしいまちづくりが計画され、また実行され、独自性のある個性あふれる美しいまちづくりがされていくことを期待いたしまして、常々簡潔を唱えている立場から、極めて簡単ではありますが、賛成討論といたします。

(拍手)

○議長(村尾栄次君) 次に、反対者二番大森 進君。

(二番 大森 進君登壇)

○二番(大森 進君) 議案第五十五号昭和六十二年度福生市一般会計決算認定についての反対討論を行つていきたいと思ひます。

決算委員会での多くの委員の質問の中で明らかになったことも含めて討論を行つていきたいと思ひます。福生市の最大の特徴として米軍横田基地が存在することが挙げられます。当然、福生市の発展に伴う流れの中では、基地による影響が多であることは言うまでもありません。六十二年度決算においても国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金では十一億五千九百六十五万六千円であり、防衛補助金では八億五千五百九十六万六千円で、合計すると二十億一千五百六十二万二千円となります。これは総額に対し一四％程度を占める数字となります。

当然この基地関係にかかわる防衛補助金は使用目的に規定棒があり、市として自由に使用できるわけではありません。それが福生市の発展過程において健全な発展と言えないものであることは事実であります。横田基地が存在する限り、この傾向は改善されることはないものであり、基地反対の私といたしましては、この一点をもって六十二年度

決算に対し、とても賛成できるものではありません。まして総務費の中の交際費も基地関係が多いと考えますし、必要以上の出費をしているというふうに思ひます。早急に基地が撤去されるよう働きかけ、健全な市運営に当たるべきであるというふうに思ひます。

次に、歳出全般にわたつて空き地や公園管理等に対し除草剤散布が行われております。委員会答弁では、六十三年度は除草剤散布は行っていないところもあり、改善されているというふうに思ひますが、私は、市民並びに子供たちにとって除草剤散布が強弱はあれ、環境や体に及ぼす影響等も考えあわせると容認することはできないものであります。

民生費では都立保育園が市に移管されたことにより、今後の将来に向けての市の負担は多大なものがあり、議員になる前から移管に反対の私としては納得できるものではありません。まして保育料値上げに伴う受益者負担の増大を看過することはできないものであります。

商工費では福生七夕祭りにおける自衛隊吹奏楽団に対する謝礼は、いかなる理由があろうとも許すことができないものであります。

次に、土木費の圏央道促進協議会負担金は、三多摩の環境破壊につながる立場から考えますと出すべきではなく、即刻やめるべきものであると考えます。

次に教育関係では、一般質問でも行つておりますが、就学前における差別選別につながる就学時健康診断についてはやめるべきであるというふうに考えます。

以上の理由に基づき、六十二年度一般会計決算認定について、反対の立場を明確にして反対討論といたします。

○議長(村尾栄次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第五十五号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

(賛成者起立)

○議長（村尾米次君） 起立多数であります。よって議案第五十五号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（村尾米次君） 日程第二議案第五十六号昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、議案第五十六号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案審議に当たって理事者の説明は省略し、直ちに質疑に入り、各委員の活発な質疑がありましたので、主な説明を申し上げます。

六十二年度決算では実質どのくらいか。また収納率の関係について。理事者より、当初、積算したのは六十一年度途中で見込んだ決算調定額をベースにおいて一二・五％の税率改正であり、それと同様な数値で比較すると、この調定は一人当たり一五・九％伸びている。ただ、所得の伸びが当初の見込みより倍にふえており、当初の試算による税の改定、調定はほぼ予測どおり済んだのではないかと思う。また収納の関係については、一般分の現年では不納欠損を少なくしたいということから、年度末出納閉鎖にかけ滞納整理に重点的に力を注いだという経過もあり、現年度かなり落ち込んだ。マル退についても一般と同様な理由による。

また委員より、限度額世帯の件数と滞納の世帯数と健康家庭記念品の件数について。限度額世帯は三百四十五世帯、滞納世帯は千六百七十六世帯である。記念品については一人世帯が二百九十五件、二人以上世帯が七十二件で、品物はタオルにさせていただいた。

また委員より、収納方法について五年間が時効ということだが、現年度分を先に払わせて、過年度分の四年あるいは五年目になるものを後からということになると時効の部分がふえると思うが、実際はどう対応しているのか。それ

から繰入金の関係で、この繰出金を多くふやすということは社保の加入者にとっては二重払いということにもなってくると思うが、その点の考え方について伺いたい。

理事者より、不納欠損絡みのことがあるが、できるだけ古い方から納めていただくようにしているが、額的に現年度分を優先にして納税とあれば被保険者の意に沿う形でやらざるを得ない部分もある。繰入金の関係については、保険税の絶対額が歳入として見込まれるのが約六億円であり、そのうち四割近い二億四千万円という額が一般財源としての負担になっているが、これは異常であるという判断を持たざるを得ないと思うが、健全な運営の基礎に立てば若干無理はして、ある程度の繰入金というのは継続的に充当していかなければならないのではないかと思う。これから検討していきたい。

また委員より、国保税を値上げするだけで問題解決にもならないし、国保の福生市独自の健全運営もできなくなってくると思う。その原因は、国、都にあるということと考えたとき、このような決算には賛成できない。今後、国や都に対して常に声を大にして訴えていただきたいとの要望もあり、また委員より、未納の関係で一万円から三万円の納付者が一番多いということだが、この程度のお金がかえらない人というのはほとんどいないと思う。これは自覚の問題であり、納付側に限度額が上がったから払えなくなる人がふえてくるという考え方は的外れだと思う。現実には多くの人がこの制度によって助けられているわけであり、そういう意味で、健全な発展がなされるように今後の努力を期待したいとの要望がなされ、その後、お諮りしましたところ、賛成多数にて原案どおり可決された次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定をくださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾米次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾米次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原 敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 議案第五十六号昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

この特別会計は、国保税を当初で一二・五％の値上げをしたものです。決算では一五・九％の値上げとなり、被保険者に大きなしわ寄せをしたものです。この国保税の値上げの要因は、主に政府が国庫負担金を削減したこと、東京都がペナルティーを課していることから発生しています。この決算を見ますと、国庫負担金の影響額は一億六百万円です。都のペナルティーは当市の保険税を都が指導する保険税に近く値上げしたため八百八十四万円となっています。東京都は、これだけ当市が保険税を値上げしてもまだペナルティーを課しているのです。この国庫負担金削減と都のペナルティーによって生まれた国保会計の歳入の補てんをするために保険税が大幅に値上げされたのでございます。税の値上げ額は均等割で一人当たり三千円であり、被保険者全体で約七千六百万もの負担増となりました。これを見ましても、国、都からの削減が保険税にはね返ってきたことは間違いありません。二年連続の保険税の値上げで、納税が困難な家庭が増加しています。現年分で見ますと八千四百八世帯のうち千六百七十六世帯が滞納となっています。

国保は国民皆保険制度として発足したものであり、国保の運営は政府に全責任があります。その政府の責任を被保険者に肩がわりをさせる、こんなやり方はとても許せません。市長におかれましては、被保険者の命と暮らしを守る立場を貫いてほしいと思います。そして政府に対し、国庫負担金の削減をやめさせ、負担率をもとに戻す運動や都のペナルティーについては反対であると全力を挙げて闘っていただきたいと思ひます。

こういう事情だからこそ、市長は被保険者だけに負担を強いるのではなく、一般会計からの繰り入れを行ったり、市独自の減免制度を実施するなどして被保険者の命と暮らしを守っていただきたいと意見を述べまして、私の決算認定に対する反対討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君） 御指名をいただきまして、議案第五十六号昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について賛成討論を行います。

ただいま委員長報告どおり厚生委員会において慎重審議の結果、賛成多数をもって認定すべきと決定したのであります。国民健康保険は、数年来、制度の内容が変わる中で被保険者の高齢化、退職被保険者にかかわる医療費等の増により、非常に厳しい運営を迫られている状況下にあることは周知の事実であります。当該年度の運営につきましては前年度同様保険税率の改正を行ったにもかかわらず、支出において、主たる保険給付費は前年度に比較して一四・六％の増、老人保健拠出金は一九・七％の増となった次第であります。当然のことながら国保会計においては歳出に見合った財源を確保せねばならず、支出増に対応するために被保険者の理解を求めて税率の改正を行い、なお不足分については前年に比較して八百万円増の二億四千万円の繰り入れを行ったのであります。

また国保運営関係者のたゆまざる努力により、いわゆるペナルティーにつきましても著しく改善され、税の見直しにより、六十二年度におきましては前年に比して約四千万円の大幅な減額となった次第であります。このことは調整額が減じられた結果、福生市人口に占める三一・四％の国保加入者一人当たり約二千三百円の負担が軽減されたことに等しいのであります。この意味合いは、もし税の改正が行われなかったならば新たなペナルティー分四千万円、すなわち被保険者一人につき二千三百円の負担増を意味するものであり、または一般会計からの繰入金増額を余儀なくされるのであります。

福生市国民健康保険の健全運営上、やむを得ず市民全体のものである一般会計からの繰入金については、市民の国保に対する深い理解を得て長年繰り入れを実行しているのであります。他の市民から心強い理解を受けて、被保険者が自助努力しての税率改正は許容限度内であると認めるものであります。

また国保運営上、避けて通れない滞納繰越金の徴収率につきましては厳しい環境を克服して、関係者の努力の結果、前年より七・八％の向上を見たのであります。

近年特に著しい改善の成果が見られる福生市国保の運営につきましては、苦しくても税の見直しに耐える被保険者の自助努力と一般市民の温かい理解とが相まち、加えて運営関係者の限らない努力とが増幅されて、税の適正な賦課と被保険者の医療給付の適正を図り、また国や都に対して支出金の増額要請を積極的に行きながら、健全運営と安定運営がなされますよう切望して、簡単ではありますが、当決算の認定について賛成とするものであります。ありがと

うございました。（拍手）

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君）

以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原 敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君）

議案第五十七号昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

本決算は、自民党政府が老人医療費を有料化にするために、昭和五十八年二月に老人保健法を制定したことによりできたものです。それにもかかわらず、この特別会計には有料化されたお年寄りの一部負担金はどこにも出てきません。しかし、この特別会計を組む上で、お年寄りの負担する一部負担金がベースになって予算が組まれており、この決算となっています。自民党政府は、お年寄りの医療費が無料だと、余りぐあいが悪くなくてもすぐにお医者さんにかかる、病院の待合室がお年寄りのサロン化しているという理由等で、お年寄りの医療費を抑えるために有料化にしたのです。

だれでも年月を経れば年をとります。年をとれば、だれでも一つや二つぐあいの悪いところが出てくるのは常識です。それなのに、これまで社会に貢献してきたお年寄りに対して余りにも冷たい仕打ちです。お年寄りの医療費対策として今行わなければならないことは、病気の早期発見と予防です。そのためにはお年寄りのだれでもがお金の心配をしないでお医者さんにかかるようにすることです。

また自民党政府は、昭和六十二年一月一日よりお年寄りの一部負担金を大幅に値上げしたのであります。本決算を六十一年決算と比較してみますと、お年寄りの一部負担金は、平均で六十二年度は一人当たり千五百三十一円でした。六十一年度は一人当たり六百十円ですから、一人当たり九百二十一円の大幅な値上げとなっています。受診率を見ましても、六十一年度は一七％だったのが、六十二年度は一五％と下がっています。これを見ましても、医療費の一部負担金の値上げが受診率の引き下げになったといっても言い過ぎではありません。医療費の本特別会計は、以上申し述べましたようにお年寄りの医療費の有料化と一部負担金を大幅に値上げしたものであり、

私は反対するものです。市長におかれましては、お年寄りの命と暮らし、健康を守るためにお年寄りの入院見舞金制度など、市独自の取り組みを強めていただきたいと要望いたします。私の決算認定に対する反対討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君） お許しをいただきまして、議案第五十七号昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について賛成討論を行います。

御高承のとおり福生市老人保健医療特別会計は、老人保健法が制定された昭和五十八年二月以来、常に法の基本理念とする、国民は老人医療費を公平に負担するという考え方に立って、健全かつ安定的な運営がなされているのであります。この決算につきましては、前年度に比較して、歳出におきましてはGNPの伸びや福生市六十二年度決算額の対前年度比の伸びより高い一・九％増となっており、言うまでもなく主たる歳出の主なるものは、医療諸費の前年比一・五％の増であります。この支出増に対応するために前年度比二・五％増の繰り入れを行い、かつ六十八万円の繰上充用を行い不足額の解消を行った決算であります。

みずからもやがて加齢によって生ずるであろう心身の変化を自覚し、健康の保持、精進に励み、市民と保健行政が連帯して、加えて適切な受益者負担を忍受して、それぞれが受け持つ役割を分担した結果であると認識するものであります。

既に始まりつつある高齢化社会を迎えて、ますます増高するであろうこの老人医療費対策として、既に新聞紙上においても日本医師会などが主張する福祉目的税創設構想や老人保健制度を医療制度から切り離して、公費負担とする新型間接税の導入などによって財源確保すべきだとする健康保険組合連合会の主張は、高齢化社会の本格的到来に向けてそれぞれの立場から理論展開を図っているものと思われませんが、また反面、医療費の膨張に対する歯どめがきかなくなるおそれが強くなる懸念をどうすればよいのか、国民所得に対する租税負担と社会保障負担を合わせた国民負担率が、高くなれば高くなるほど減少する社会の活力をいかにして食いとどめ得るか等、解決せねばならない問題は多々ありますが、おのおの違った立場で非常に関心の高いこの老人保健医療制度をあらゆる角度から十分論議して、高齢化社会の代名詞である二十一世紀の最も望ましい老人医療体系を一日も早く確立するためには、私を含めて市民、

国民、また対象となる高齢者を含め、一人一人が当事者となって英知を結集する必要性を痛感するものであります。かかる意味合いから、今後老人保健医療が抱える重要課題に対して、おこがましくも私見を述べさせていただきます。昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計決算につきましては、無理のない範囲で運営がなされたものと認め、賛成討論といたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。
これより議案第五十七号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第五十七号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第四議案第五十八号昭和六十二年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第五十八号の審査報告をさせていただきます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案は、昭和六十二年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について理事者の説明を省略し質疑に入りましたところ、全員異議なく原案どおり認定すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十八号は、委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第五議案第五十九号昭和六十二年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第五十九号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案は、昭和六十二年度福生市下水道事業会計決算認定について理事者からの説明を省略し、質疑に入りました。委員より、受益者負担については土地がある限り、だれかが所有権になるわけで、公共升を設置するときに必ず受益者負担金をいただくわけなので、不納欠損というのは納得できない。また徴収業務は下水道課で行っているのか。これからは税等の徴収義務を含め一本化して徴収専門係といったような形で行わないと大変ではないか。理事者より、公共升を設置する時点で負担金の納入についてもチェックしている。所有者の変更の届けがあった場合は、その義務を継承するという形で行っている。不納の中には行方不明というのが多く、途中から納入されなくな

るケースが多い。また徴収は下水道課で行っている。

委員より、人件費について問題がある。基地の下水道使用料も条例改正は可能であり、そうすれば三千二百万円の増になるわけで、市の財政基盤を確立する意味では、改正しなかったことに問題がある。今回出されている決算も違った内容になるはずである。下の川改修事業についても十分練られた事業でなく、緑の保全面では一定期間環境を損なう。これらのことから見て、この決算には納得できない。

委員より、九八・八％水洗化されたが、あとのくらい残っているか。また一〇〇％にすることは可能か。  
理事者より、現在千三百戸残っているが、そのうち約七〇％に当たる九百戸が借家である。

委員より、借家でも変えていかなければならないので、有料化、衛生面両方から今後努力してほしいと要望があり、本案について審査中において反対の意見がありましたので、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で認定すべきものと決定した次第であります。

当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第五十九号昭和六十二年度福生市下水道事業会計決算認定について、共産党議員団を代表いたしました反対討論をいたします。簡単にいたしますので、よろしく願います。

下水道事業会計においては、今ほぼ全市に普及した中で見直さなければならぬ問題として、私は再三にわたり横田基地の料金サービスのシステムを改善することを提案してまいりました。六十二年度決算におきましても横田基地内住宅を一つの大口収容所とみなすならば、基地から一億七千九百万円の料金を徴収できるのに、市民並みに扱って

個々の使用者とみなしているために、基地からの下水道料金は一億四千七百万円しか徴収できず、その差は何と三千二百万円にもなっています。このような大サービスに市民は到底納得できません。

今、下水道が市内全域に普及した中で、こうした問題点にも大胆にメスを入れて改善することが求められているにもかかわらず、従来どおりの方向で進めているわけでございます。新しく市政を担当されるようになりました石川市長におかれましては、こうした点について大胆にメスを入れていただきたいということを強く申し上げる次第でございます。

また、当年度から下の川ふたかけ工事が始まりましたが、周辺の地域環境、特に交通量の変化等に対する事前の調査などに極めて配慮を欠いたまま工事を進行させていることなどの問題点を指摘いたしまして、反対討論といたすものでございます。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者四番浜中輝夫君。

（四番 浜中輝夫君登壇）

○四番（浜中輝夫君） 御指名をいただきましたので、議案第五十九号昭和六十二年度福生市下水道事業会計決算認定に当たり、賛成の立場から討論をいたします。

本市の公共下水道事業のうち、汚水管の整備につきましては御承知のように全市内の整備が完了を見ており、これは市長初め関係者の御尽力のたまものと敬意を表するものであります。

さて六十二年度決算状況における歳入決算額は、全年度と比較し一億五千七十万円、八・四％の増となっております。内容といたしましては、特に下の川改修事業が着手となったことによりまして、国庫補助金が増額となったものであり、今後、この事業は年次計画により総合的な整備ができるものと確信するものであります。

一方、歳出決算額につきましては、全年度と比較し一億七千六百万円、一〇・一％の増となっております。これも下の川改修事業関連での経費が増となったことが主なものでありますが、経常的経費であります一般管理費及び維持管理費は微増であり、経費の節減に努力されたものと思います。

以上、申し述べたとおり本決算は努力と成果が認められました。今後、事業運営がより一層円滑に進められますようお願いいたします。簡単ではございますが、私の賛成討論といたします。どうもありがとうございました。（拍

手)

○議長(村尾栄次君) 次に、反対者二番大森 進君。

(二番 大森 進君登壇)

○二番(大森 進君) 議案第五十九号昭和六十二年度福生市下水道事業会計決算認定について、反対の立場から討論を行います。

下水道事業に關しても横田基地とのかかわりが問題とされます。福生市下水道使用料条例第二条二項の中で、市長は横田基地に対して大口扱いのままで改定しようとせず、改定するとするならば、一般世帯別で比較すると三千二百万円の増収となりますが、市長の判断により、取れるものを取らないのは問題であるというふうに考えます。

また下の川改修事業では私も反対してきましたが、当初より急な計画として出され、無理があったと考えざるを得ないので、業者にとって利益の上がない工事は迷惑そのものであり、その影響が今後の市行政に悪影響を及ぼすものであると考えます。まして緑の保全としての立場で考えてみても、環境を損ねるものであり容認できません。加えて言うならば、防衛補助金での事業であり、私としては賛成できるものではありません。

最後に、職員の人件費について。毎年給与改定の合意時期がおくれているのは職員にとって好ましいものではないし、改定内容についても労働者の要求を最大限くみ入れるよう理事者側に対し強く要望し、今回に限り反対の項目として取り上げました。

以上の理由を申し述べて、私からの反対討論といたします。

○議長(村尾栄次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第五十九号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって議案第五十九号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第六議案第六十号昭和六十二年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長(在原 博君) 御指名がございましたので、議案第六十号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案は、昭和六十二年度福生市受託水道事業会計決算認定について理事者の説明を省略し、質疑に入りました。委員より、水道の給水は交代制で夜勤も組んだ形である。将来、週休二日制も導入されるし、この部署だけ一般的な性格の形態からかけ離れた勤務体制というのは問題がある。現在、一元化した自治体の中で自動化しているところはどのくらいあるのか。

理事者より、一元化されている二十二市三町の中で、全面委託は一市、夜間、日曜、祭日等を委託しているのが二市三町ある。現在、当市では八人のローテーションを組み、凝結等の場合は明け公休の人に出勤してもらうという協力体制をとっている。週休二日制になれば障害があるかもしれないが、現在は週休を消化している。

委員より、職員の健康や家庭を考えてやっていくべきである。私は自動化された方が安全な給水がされると考えているので、その点について検討してほしい。

委員より、職員の人件費については市では確認されれば都が費用を出すのか。理事者より、給与は一般会計と同様の形である。

委員より、人件費については理事者側の方の姿勢を変えてほしいと考えているので、納得できないということを申し述べたい。

本案について審査中において反対の意見がありましたので、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で認定すべきものと決定した次第であります。

当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げて、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第六十号は、委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第七議案第六十一号昭和六十二年度福生伝染病院組合会計決算認定についてを議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、議案第六十一号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案審査に当たり理事者の説明は省略し、質疑に入りました。

委員より、伝染病院組合議会が解散し、病院の關係は青梅の方に委託になるわけだが、今後の議会との關係はどうなるのか。今まで福生病院にあったことで市民は安心感を持っていたと思うが、今度、青梅ということで市民サービ

スについてはどのように考えているのか。

理事者より、今後、青梅市に委託するということで、予算、決算の中で審議をしていただくということになると思う。発生状況からいうと、六十年代はゼロ、六十一年度は二件、六十二年、六十三年度はゼロということであるが、そうした中で生活環境が整備され、医学的にも進歩し交通も発達してくる中で、発生はほとんど考えられないということと、経済的に軽免できるということから広域圏で実施した方がいいのではないかと考えている。

また委員より、この予算では六百九十万円、これが委託後に約百五十万円以下で済むという面で大きな成果が出たのではないかと思うし、青梅総合病院でそれなりの対応ができるということなので、十分市民サービスもできるということなので結構なことだと思ふとの賛成意見もあり、また青梅に委託することで審議ができなくなり、これは自治権の包容ではないかと思う。そういう点から、この伝染病院組合議会を解散すること事態に反対であり、この決算については賛成できないとの意見があり、その後、お諮りしましたところ、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。十二番原 敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 議案第六十一号福生伝染病院組合会計決算認定について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論いたします。

本組合会計決算は、福生伝染病院組合が解散することにより提案された議案です。これまで福生病院において設置されていた伝染病院が、合理化による統合で青梅市の青梅総合病院へ委託されるというものです。

伝染病の患者発生率がここ数年少なくなっているからといっても、いつ発生するかわからないというのが伝染病で

す。万一患者が発生すれば、今までは福生病院だったのが、今度は青梅総合病院まで行かなければならなくなり、福生市民は不便になりサービスの低下ともなります。しかも青梅総合病院へ委託するという事です。福生市議会での審議ができなくなり、当議会に関係なく運営されることになります。

また市町村は、法により伝染病院の設置が定められているにもかかわらず、他に委託してしまうということは地方自治体としてどういうものでしょうか。

以上、申し述べましたように私は福生伝染病院組合の解散について反対するものです。したがって、この組合会計決算については解散のための決算ですので、反対をいたします。

簡単ですが、私の決算認定に対する反対討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第六十一号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第六十一号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第八議案第六十九号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第六十九号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、昭和六十四年二月から銀行等の金融機関が毎週土曜日を閉店休業とする完全週休二日制が実施されることに伴い、地方税法施行令の一部改正が行われたため、本条例についても改正の必要が生じたものでございます。

改正の内容といたしましては、附則第六条の二第二項中「毎月の第二土曜日若しくは第三土曜日」を「土曜日」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日を昭和六十四年二月一日としようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十九号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十九号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第九議案第七十号福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第七十号福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。